

改正

昭和46年7月30日規則第49号

平成11年3月31日規則第21号

平成17年3月31日規則第46号

平成21年3月31日規則第29号の6

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則をここに公布する。

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号。以下「法」という。)の施行については、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行令(昭和44年政令第206号)及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行規則(昭和44年建設省令第48号。以下「省令」という。)に定めるもののほかこの規則の定めるところによる。

(身分証明書の様式)

第2条 法第5条第5項(法第11条第2項及び第17条第2項において準用する場合を含む。)の証明書の様式は、様式第1号のとおりとする。

(許可の申請)

第3条 法第7条第1項の規定による許可を受けようとする者は、様式第2号による許可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 行為の場所及びその周辺の状況を明らかにした平面図
- (2) 設計書(設計図及び仕様書をいう。以下同じ。)
- (3) 申請者が申請に係る土地の所有者でないときは当該土地の所有者の承諾書
- (4) 直接の利害関係を有する者がある場合にあつては、当該利害関係を有する者の承諾書(承諾が得られない場合は、その理由書)

(許可の期間)

第4条 法第7条第1項の規定による許可の期間は、1年以内とする。

(許可の更新)

第5条 法第7条第1項の規定により許可を受けた者であつて当該許可の期間の経過後引き続き当該許可を受けようとするものは、当該許可の期間満了前20日までに、様式第3号による許可更新

申請書に許可書の写しを添えて、知事に申請しなければならない。

(許可の内容の変更)

第6条 法第7条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る内容を変更しようとするときは、様式第4号による申請書に第3条各号に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添えて知事に提出し、その許可を受けなければならない。

(着手等の届出及び検査)

第7条 法第7条第1項の規定により許可を受けた者は、当該許可に係る行為に着手したときはその日から10日以内に、その行為を中止し、廃止し、又は終了したときはその日から5日以内に様式第5号による届出書を知事に提出し、その検査を受けなければならない。

(地位の承継)

第8条 法第7条第1項の規定により許可を受けた者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により法第7条第1項の規定による許可を受けた者の地位を承継した者は、すみやかに様式第6号による届出書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 地位を承継したことを証する戸籍抄本又は商業登記簿抄本
- (2) 契約書その他参考となるべき事項を記載した書面

(急傾斜地崩壊危険区域における行為等の届出の手續)

第9条 省令第4条の規定により知事が定める届出の手續は、法第7条第3項の規定によるものについては様式第7号、法第13条第1項の規定によるものについては様式第8号による届出書に次に掲げる図書等を添付してしなければならないものとする。

- (1) 見取図又は略図
- (2) 設計書
- (3) 行為又は工事の場所の写真

(書類の提出部数等)

第10条 この規則により知事に提出する書類は、正本1通及び副本2通とし、当該急傾斜地崩壊危険区域を管轄する市町村長及び振興局長を経由しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年規則第49号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年規則第21号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第46号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第29号の6）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

様式第1号

急傾斜地崩壊危険区域内行為許可申請書

年 月 日

長崎県知事 様

住 所
申請者
氏 名

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条第1項の規定による許可を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

行 為 の 目 的	
行 為 の 内 容	
行 為 の 場 所	
行 為 実 施 の 方 法	
行 為 実 施 の 期 間	

添付書類

- 1 行為の場所及びその周辺の状況を明らかにした平面図
- 2 設計書（設計図及び仕様書）
- 3 申請者が申請に係る土地の所有者でないときは、当該土地の所有者の承諾書
- 4 直接の利害関係を有する者がある場合にあっては、当該利害関係を有する者の承諾書（承諾が得られない場合は、その理由書）

様式第3号

急傾斜地崩壊危険区域内行為許可更新申請書

年 月 日

長崎県知事 様

住 所
申請者
氏 名

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条第1項の規定による許可の更新を受けたいので、同法施行細則第5条の規定により、次のとおり申請します。

許可年月日及び許可番号	年 月 日長崎県指令第 号
許可を受けた行為の場所	
許可を受けた行為の内容	
許可の期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
許可の更新を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
許可の更新を受けようとする理由	

様式第4号

急傾斜地崩壊危険区域内行為変更許可申請書

年 月 日

長崎県知事 様

住 所
申請者
氏 名

急傾斜地崩壊危険区域内における行為の内容を変更したいので、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則第6条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

許可年月日及び許可番号	年 月 日長崎県指令第 号
許可を受けた行為の場所	
許可を受けた行為の内容	
変更に係る行為の内容	
変更の理由	

備考

- 1 変更の内容及び変更の理由については、具体的に記載すること。
- 2 当初申請時に提出した書面又は図面のうち、変更に係るものを添付することとし、変更前の内容と変更後の内容を色分け等の区分により明確にすること。

様式第5号

急傾斜地崩壊危険区域内行為等着手（中止、
廃止、終了）届出書

年 月 日

長崎県知事 様

住 所
届出者
氏 名

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則第5条の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日長崎県指令第 号
許可を受けた行為の場所	
許可を受けた行為の内容	
着手（中止、廃止、終了） 年月日	年 月 日
中 止 廃 止 の 理 由 終 了	

備考

- 1 中止、廃止又は、終了の場合は、写真を添付すること。
- 2 様式中不用の文字を抹消すること。

様式第6号

地 位 承 継 書

年 月 日

長崎県知事 様

住 所
届出者
氏 名 印

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条第1項の規定による許可を受けた者の地位を承継したので、同法施行細則第8条の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日長崎県指令第 号
許 可 を 受 け た 者	
許可を受けた行為の内容	
許可を受けた行為の場所	
許 可 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
相続、合併、年月日	年 月 日

添付書類

- 1 地位を承継したことを証する戸籍抄本又は商業登記簿抄本
- 2 契約書その他参考となるべき事項を記載した書面

様式第7号

急傾斜地崩壊危険区域内行為届出書

年 月 日

長崎県知事 様

住所
届出者
氏名

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条第3項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

行為の目的	
行為の内容	
行為の場所	
行為の地目及び面積	
着手年月日	年 月 日
竣工予定年月日	年 月 日

添付書類

- 1 見取図又は略図
- 2 設計書（設計図及び仕様書）
- 3 行為の場所の写真

様式第8号

急傾斜地崩壊防止工事施行届出書

年 月 日

長崎県知事 様

住 所
届出者
氏 名

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第13条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

工 事 の 目 的	
工 事 の 内 容	
工 事 施 行 の 場 所	
面 積	
着 工 年 月 日	
竣 工 予 定 年 月 日	

添付書類

- 1 見取図又は略図
- 2 設計書（設計図及び仕様書）
- 3 工事の場所の写真